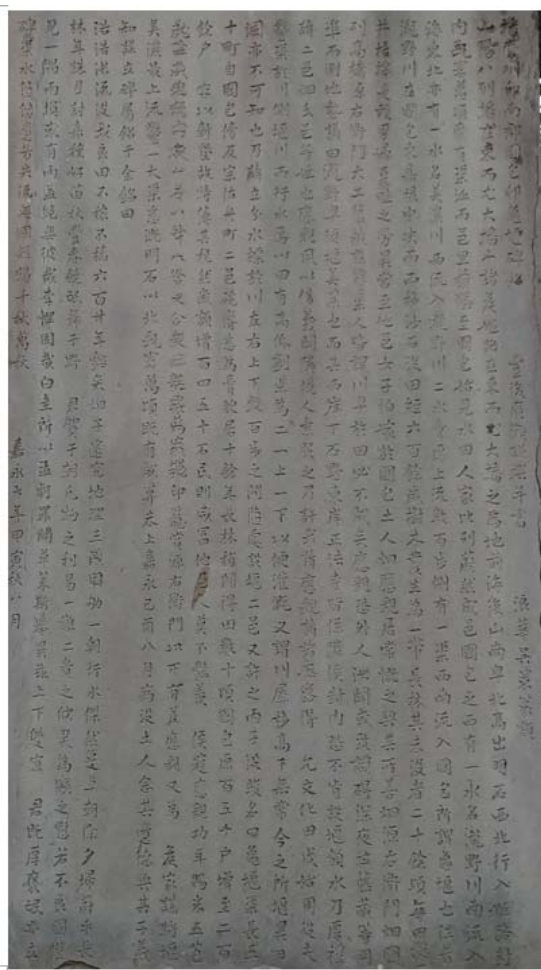


加古川市国包の「亀堰之碑」碑文を活字に起こした これから読み下し文に

兵庫県加古川市上荘町国包にある「亀堰之碑」の碑文を、三木市の郷土今昔調査会代表 室谷敬一様と一緒に活字に直す作業を行った。文字に一部欠陥があり、意味するところを考えて正しい漢字を当て込む作業や、くずし字より元の漢字を推定する作業など、思ったよりも手ごわいものであった。また、大正12年に出版された「字源」でもカバーされていない漢字もあり、まだいくつかの漢字は仮に似たような字を当て込んでいる状態にある。

いよいよこれから、意識に取り組んでいくことになるが、その作業の中で、明らかに間違いとわかる漢字は正しいと思われるものに置き換えていくことになる。160年以上前に立てられた碑であるから、今までに書き下した人がいると思うのだが、その存在は残念ながらまだ確認できていない。

亀 堰 之 碑



播磨州印南郡国包郷龜堰碑銘 豊後廣瀨謹撰并書 浪華與策篆額

山陽ハ列藩在東而尤大播小諸侯姫路在東而尤大播之為地前海後山南卑北高出明石西北行入姫路封内
 内顧妻萬頃靡有渠洫而邑里稀疏至國包始見水田人家比列蔚然成邑國包之西有一水名瀧野川南流入
 海東北亦有一水名美濃川西流入瀧野川二水會處上流數百步側有一渠西南流入國包所謂龜堰也昔
 瀧野川在國包東嘉祿中決而西移沙石沒田經六百餘歲樹大叢生為一帶長林其未沒者二十餘頃每田擊
 井枯澤是賴男婦婦畦之勞異常至他邑女子怕嫁於國包土人烟應親居常慨之與其善烟源右衛門烟國
 列高橋源右衛門大工藤藏謀擊人皆謂川卑於田必不成矣應親侯外人泄聞或致妨礙深夜拉藤藏等用
 準而測地勢議曰瀧野須須環美濃也而其西岸下石野東岸正法寺皆係隣侯封內恐不肯設堰領水乃厚禮
 請二邑畑氏邑著姓也應親侯以信義開隣境人素服之乃許我請應親請諸木府得 兄文化甲戌始用役夫
 擊築於川側堰川而行水焉以田有高低割渠為二上一下以便灌溉又謂川屢移高下無常今之所堰異日
 涸亦不可知也乃請立分水標於川左右上下數百步之間隨處設堰二邑又許之丙子役竣名曰龜堰渠長五
 十町自國包傍及宗佐舟町二邑確瘠悉為膏腴居十餘年長林稍闕得田數十頃國包原百五十戶增至二百
 餘戶 官以新墾故特薄其稅然歲額增百四五十石民則咸富他邑人莫不豔羨 侯應親親功年賜米五苞
 就其歲租額四成一石八升八合一合 親臨典家賜印龍寶源右衛門以下有美應親又為 侯家謀將堰
 美濃最上流擊一大渠悉溉明石以北顧妻萬頃既有成算未上嘉永己酉八月病沒土人念其遺德與其子義
 知謀立碑屬銘于余銘曰

浩浩洪流沒我良田不稼不穡六百卅年懿矣畑子邃究地理三歲困劬一朝行水傑然草朝除夕掃廚乎長
 林年誅月討嘉種好苗秋豐春曉張舞于野 君質于朝凡物之利易一難二貴之欣笑為賤之慰若不良固僅
 見一陋兩損或有同益絕無彼哉李裡固哉白圭所以孟阿罪開草蕪斷擊異茲上下雙宜 君既厚褒恨亦立
 碑渠水悠悠遺芳共流無涸無竭千秋萬秋 嘉永七年甲寅秋八月

「亀堰之碑」は 2019 年 5 月 25 日のブログ <http://www.alchemist.jp/Blog/190525.pdf> を参照